

◆◇◆ 制度概要 ◆◇◆

公共交通機関、事業所による有料の送迎サービス、自家用車を利用し、障害福祉サービスを提供する事業所等に通所している障害者の方を対象に、交通費の一部を助成するもの

◆◇◆ 対象者 ◆◇◆

■次の①、②、③の条件をすべて満たす方（対象外の方[※1]は除く）

- ①瀬戸市が発行する「障害福祉サービス受給者証」をお持ちの方
- ②就労移行支援又は就労継続支援(A型・B型)を行う事業所を利用している方
- ③公共交通機関、事業所による有料の送迎サービス、自家用車(オートバイ含む)[※2]のいずれかを利用して通所している方

※1 以下の方は対象外です

- ・生活保護を受給している方
- ・事業所による無料の送迎サービスにより通所している方
- ・事業所から通所に係る交通費の助成を受けている方
- ・“就労アセスメント”を受ける目的で、就労移行支援事業所へ通所している方
- ・トライアル雇用を受けながら就労移行支援を利用している方
- ・徒歩または自転車にて通所している方

※2 自家用車の場合、以下の3つの条件すべてを満たす場合のみ対象となります。

- ①自宅から事業所等までの通所距離が片道2km以上の方
- ②自宅から事業所等までの経路のすべてで自家用車を利用している方
- ③本人または家族が所有する自家用車を利用している方

◆◇◆ 手続きの流れ ◆◇◆

①【本人】資格の登録申請

- ・社会福祉課に「申請書」と「通帳の写し」を提出してください。
- ・申請書裏面の「事業所等確認欄」を事業所に記入してもらってから、提出してください。

②【市】書類の審査を経て、助成の可否を決定し、通知を発送します。

③【本人】請求書の提出

- ・半年に一度、市から請求書を送付します。ご記入の上、社会福祉課に提出してください。

④【市】書類の審査を経て、助成金を指定の口座に振り込みます。

◆◇◆ 助成金額 ◆◇◆ <<1人ずつ計算方法が異なりますので、お気軽にお尋ねください>>

●原則として…

- ・助成対象となるのは、経済的かつ合理的と認められる経路に係るものに限る
- ・2つ以上の交通手段を利用する場合は、どちらか高い方のみ、助成対象

●公共交通機関

- ・(片道の運賃と170円を比べて少ない方の額)×(1か月に通所した日数) 円

●有料送迎サービス

- ・日額で計算する場合

(利用に係る日額と170円を比べて少ない方の額)×(1か月に通所した日数) 円

- ・月額で計算する場合

「170円×1か月に通所した日数」と「利用に係る月額」を比べて少ない方の金額

●自家用車 自宅から事業所までの通所距離に応じて金額を決定します。

通所距離 (片道)	金額 (円)
～2km 未満	0
2km以上～6km 未満	50
6km以上～10km 未満	80
10km以上～14km 未満	100
14km以上	150

◆◇◆ 変更等の申請が必要な場合 ◆◇◆

氏名、住所、通所事業所、通所方法、振込先等に変更があった場合や、通所しなくなった場合、もしくは、生活保護を受けるようになった場合は手続きが必要です。必ずご連絡ください。

※振込先を変更する場合は、通帳の写しを添付してください。

※通所事業所や通所方法を変更する場合は、事業所の証明が必要です。

◆◇◆ その他 ◆◇◆

・複数の事業所を利用している場合は、申請書類を事業所ごとにそれぞれ提出が必要です。

<<問合せ先>> 瀬戸市役所社会福祉課障害福祉係

電話 0561-88-2612 FAX 0561-88-2615 メール shafuku@city.seto.lg.jp